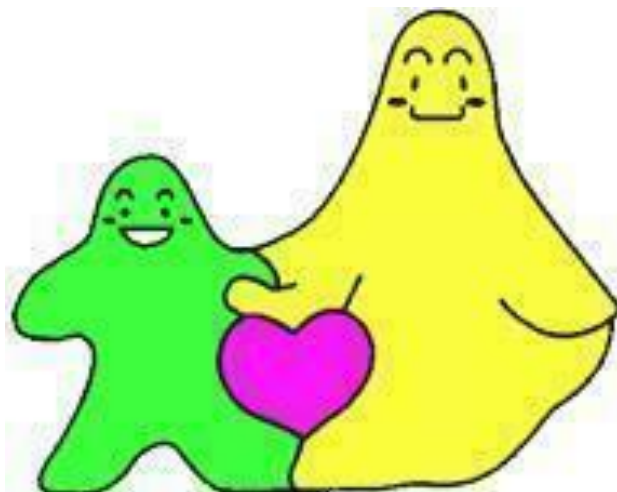


# 目黒区障害者計画 (第6期目黒区障害福祉計画) (第2期目黒区障害児福祉計画)

## 概要版

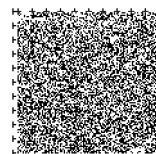
令和3年度～令和5年度



令和3年3月

目黒区

各ページの角の位置に印刷された模様はユニボイスという音声コードです。  
スマートフォンのアプリや活字文書読上げ装置を使って音声で記載内容を  
聞くことができます。



## 目次

1	計画の位置付け	1 ページ
2	計画の期間	1 ページ
3	計画の構成	2 ページ
4	障害保健福祉の理念	2 ページ
5	障害保健福祉の基本的な考え方	2 ページ
6	計画の推進	3 ページ
7	重点的な取組	4 ページ
8	障害に関する手帳交付申請等の状況	5 ページ
9	施策の体系	7 ページ
10	第6期目黒区障害福祉計画	9 ページ
11	第2期目黒区障害児福祉計画	14 ページ



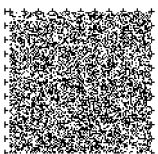
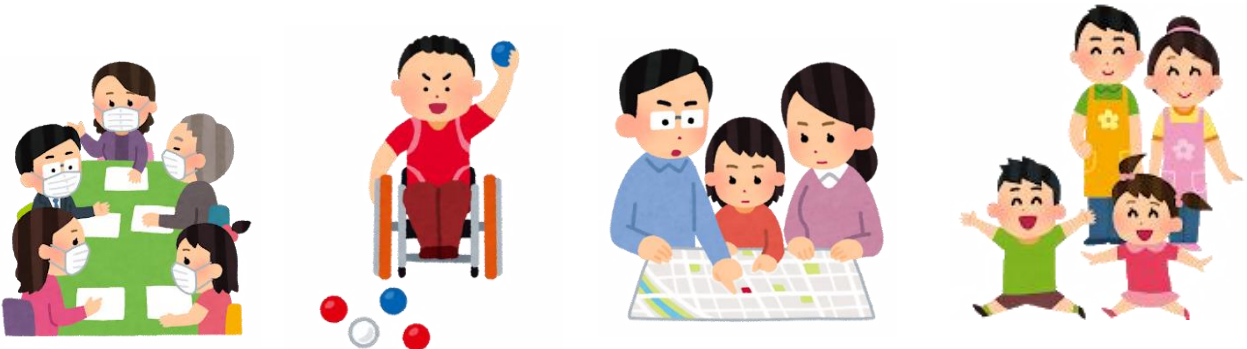
## 1 計画の位置付け

- この計画は、長期的展望の下に目黒区における障害保健福祉の総合的な計画としての基本目標を示したものです。
- この計画は、障害者基本法に規定する障害者に関する基本的な施策を計画的に推進するための「障害者計画」、障害者総合支援法に規定する計画期間における成果目標及び障害福祉サービス等の必要な見込量等を定める「障害福祉計画」、児童福祉法に規定する計画期間における成果目標及び障害児福祉サービス等の必要な見込量等を定める「障害児福祉計画」に位置付けています。
- この計画は、「目黒区基本計画」の補助計画であり、「目黒区保健医療福祉計画」等との整合性を図ります。
- この計画の具体化は、「目黒区実施計画」及び各年度の予算によるものとします。



## 2 計画の期間

この計画の期間は、令和3年(2021年)4月から令和6年(2023年)3月までの3年間とします。





### 3 計画の構成

- この計画は、障害者基本法に基づく「目黒区障害者計画」に、障害者総合支援法に基づく「目黒区障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「目黒区障害児福祉計画」が含まれています。
- 障害者基本法に基づく障害者計画における施策全般に対する重点的な取組を示しています。
- 障害者基本法に規定する障害者に関する基本的な施策を計画的に推進するための課題別事業計画を示しています。
- 国の定める障害福祉計画策定に関する基本指針に即して、第6期障害福祉計画における成果目標、目標達成のための方策、障害福祉サービス等の見込量を示しています。
- 国の定める障害児福祉計画策定に関する基本指針に即して、第2期障害児福祉計画における成果目標、目標達成のための方策、障害児福祉サービス等の見込量を示しています。



### 4 障害保健福祉の理念

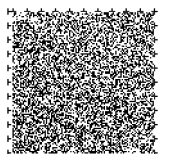
- 障害のある人のライフステージや障害特性に応じて、自らの意思で望む生活のあり方を選択・決定し、保健・医療・福祉の各分野連携のもと、地域で暮らし続けていくために必要な切れ目のない横断的なサービスが提供される体制を整備する。
- 障害のある人が社会の一員として教育・就労の機会を得るとともに、スポーツ、芸術・文化、地域活動等に参加し、社会生活を送るために必要な情報保障やサービスを整備する。
- 障害の有無にかかわらず、社会参加の妨げとなる差別、偏見、物理的な障壁をなくし、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら生活していけるまちづくりを実現する。
- 障害のある児童の多様な支援ニーズにきめ細かく対応するとともに、適切なサービスの確保と質の向上を図るため、障害のある児童のサービスに係る提供体制を充実する。



### 5 障害保健福祉の基本的な考え方

本計画では、基本理念を踏まえながら、障害保健福祉に関する法改正や状況の変化を受けて、以下の4点を基本的な考え方とします。

- 身近な地域で安心して暮らし続けていくことができる仕組みづくり
- 誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくり
- とともに暮らすまちづくりの実現
- 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援





## 6 計画の推進

### (1) 総合的な計画推進体制の強化

本計画に掲げる目標の実現、サービス基盤の確保のため、各事業は全庁的な取組としてとらえ、福祉部門と他の部門との連携をより深めながら、それぞれの担当部局が障害者施策を推進します。また、行政のみならず、地域福祉審議会や障害者自立支援協議会等、広く区民の参加と理解・協力を得て、障害者施策を総合的に推進します。

### (2) 地域における連携・協力体制の活用

障害がある人の地域生活への支援や就労支援を着実に推進するため、障害福祉サービス事業者、関係機関、地域及び障害者団体等との連携を強め、協力体制の構築に中核的な役割を果たす障害者自立支援協議会を活用し、地域における障害福祉に関するネットワークの構築に一層努めます。さらに、障害・高齢・子ども・生活困窮など様々な分野にわたる複合的な課題に対応するため、地域包括ケアを推進し、地域包括支援センター等との連携を強化します。

### (3) 目標達成状況の評価と公表

定期的に障害福祉サービス等の各事業の進捗状況や目標達成状況について、毎年その実績を把握し、分析評価を行い、その結果を公表します。区民や関係者の理解と協力を得ながら、各事業の着実な進行管理に努めます。

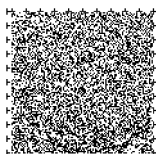
### (4) 国・都・他自治体との連携

事業実施においては、関係機関との連携を深め、国、都、区の適切な役割分担をしながら施策を推進します。また、国、都の役割に関して、必要に応じて要望を行うとともに、情報交換を通じて他自治体との連携を深めます。

### (5) 計画とSDGs

SDGs\*（エス・ディー・ジーズ：Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年（平成27年）、国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた世界共通の目標です。

2030年を目標の達成年限として、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指しており、17の目標（ゴール）と169の指標（ターゲット）から構成されています。SDGsの「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」とは、本計画が目指す障害保健福祉の理念（基本的な考え方）の実現につながるものです。また、本計画の基本理念や基本目標は、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」をはじめ、SDGsが示す各目標とも共通するものです。



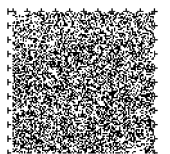
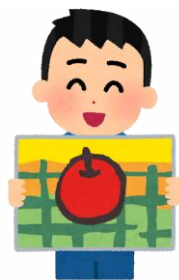


## 7

### 重点的な取組

アンケートや関係者等のご意見やご要望、社会状況等の変化を踏まえ、計画策定にあたっての課題を整理し、障害保健福祉の理念を実現するため、以下の項目を重点的取組とし、課題別事業計画を積極的に推進します。

- (1) 共生社会の実現
- (2) ライフステージに応じた相談支援の充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 高齢の障害のある人への支援の充実
- (5) 障害のある児童への支援の充実
- (6) 就労支援の充実
- (7) 災害時等における支援





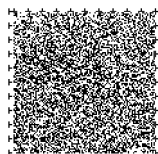
## 8 障害に関する手帳交付申請等の状況

○身体障害者手帳交付者数 各年度7月末日時点（単位：人）

年度	計	障害区分				
		視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害
平成27年度	5,885	359	424	46	3,087	1,969
平成28年度	5,931	350	434	73	3,046	2,028
平成29年度	6,048	361	452	78	3,040	2,117
平成30年度	5,861	357	448	72	2,897	2,087
令和元年度	5,900	368	452	71	2,881	2,128
令和2年度	5,759	368	436	66	2,773	2,116

○愛の手帳交付者数 各年度7月末日時点（単位：人）

年度	計	区 分							
		最重度 18歳 以上	最重度 18歳 未満	重度 18歳 以上	重度 18歳 未満	中度 18歳 以上	中度 18歳 未満	軽度 18歳 以上	軽度 18歳 未満
平成27年度	1,105	26	6	303	61	238	47	308	116
平成28年度	1,124	27	4	315	60	236	47	312	123
平成29年度	1,151	29	2	316	75	231	43	325	130
平成30年度	1,160	28	3	319	78	223	46	337	126
令和元年度	1,191	27	3	326	82	223	43	362	125
令和2年度	1,206	27	3	331	86	225	40	371	123



○精神障害者保健福祉手帳の交付申請 各年度末日時点（単位：人）

※手帳は2年更新

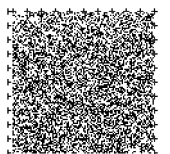
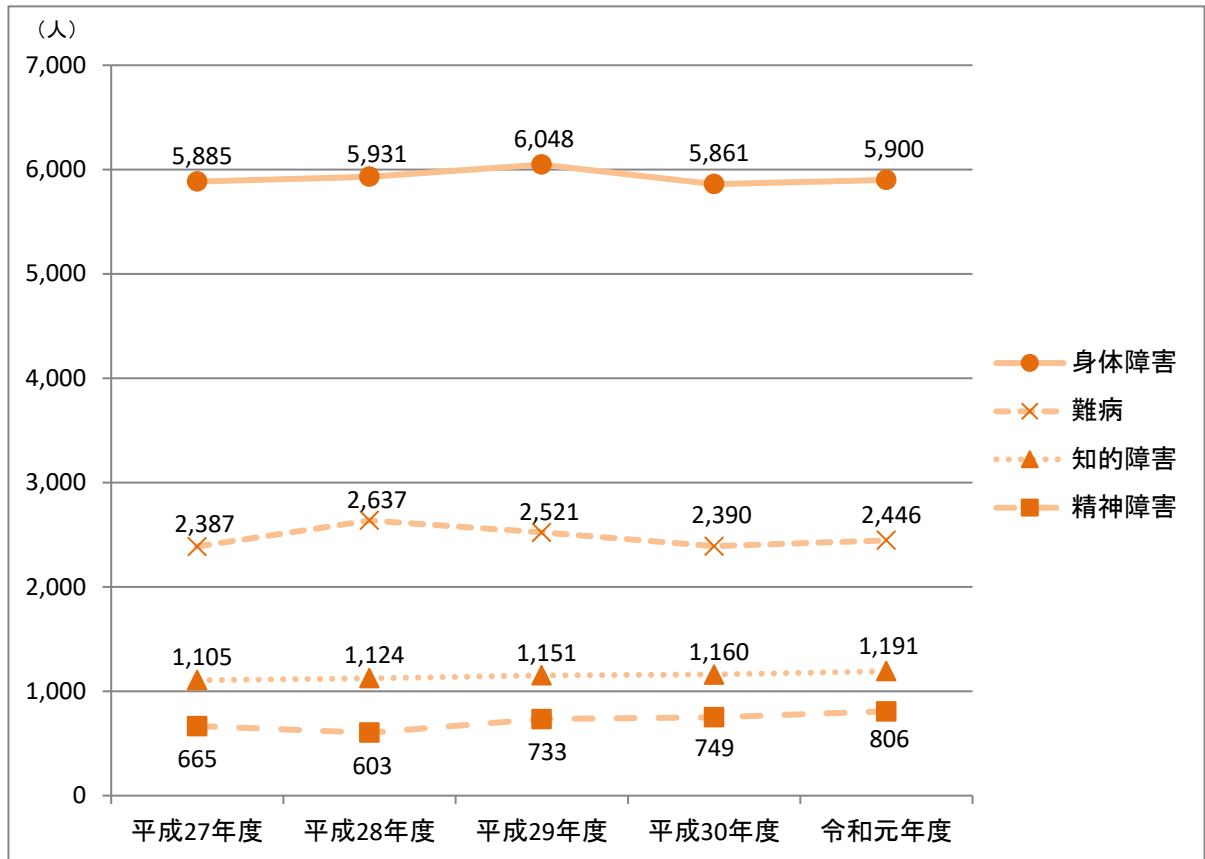
年度	受付件数
平成27年度	665
平成28年度	603
平成29年度	733
平成30年度	749
令和元年度	806

○特殊疾病（難病）の医療費助成者数 各年度末日時点（単位：人）

※国及び東京都の医療費助成件数（小児慢性疾患を除く）

年度	受付者数
平成27年度	2,387
平成28年度	2,637
平成29年度	2,521
平成30年度	2,390
令和元年度	2,446

障害に関する手帳交付等の推移



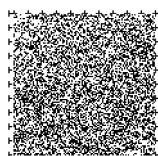


# 9

## 施策の体系

〔 基本目標：大項目 〕

〔 施策の方向：中項目 〕





〔 施策：小項目 〕

(1)相談支援体制の機能強化 (2)一人ひとりの生活状況に応じた相談支援の実施

(1)障害者虐待防止の推進 (2)成年後見制度の利用推進等

(1)保健・医療・福祉関係機関による連携の推進 (2)医療費助成制度の利用促進  
(3)リハビリテーションの実施

(1)高齢の障害がある人への支援の充実 (2)居宅における生活支援・介護サービスの提供  
(3)福祉用具の利用支援 (4)所得保障の充実

(1)人材の確保・定着・育成 (2)サービスの質の向上

(1)障害特性に応じた情報提供サービスの充実 (2)移動に係る支援

(1)一般就労に向けた支援 (2)多様な働き方の支援 (3)工賃向上の取組

(1)日中活動の場の提供 (2)通所施設の整備 (3)スポーツ活動・余暇活動等の推進  
(4)芸術文化活動・生涯学習等の推進 (5)障害当事者団体活動への支援

(1)ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進 (2)住宅の整備・改善  
(3)居住継続の支援 (4)グループホーム等の充実

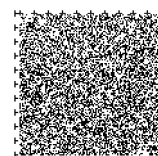
(1)障害理解・差別解消の推進 (2)広報・広聴活動の推進  
(3)福祉教育の推進 (4)交流機会の推進

(1)ボランティア活動の推進

(1)緊急時通報体制の整備 (2)救助・救援体制の整備

(1)地域支援体制の充実 (2)特別な支援が必要な障害のある児童に対する支援体制の充実  
(3)障害児相談支援体制の確保

(1)早期の発見・支援 (2)幼児教育・保育の推進  
(3)インクルーシブ教育システムの構築の推進  
(4)学校卒業後の進路に係る関係機関との連携





## 10 第6期目黒区障害福祉計画

### (1) 令和5年度における成果目標

#### ① 施設入所者の地域生活への移行

成果目標	数値	設定の考え方
令和5年度末時点における地域移行者数	9人以上	令和元年度末時点の施設入所者数(158人)の6%
令和5年度末時点における施設入所者削減数	3人以上	令和元年度末時点の施設入所者数(158人)の1.6%

#### ② 地域生活支援拠点等における機能の充実

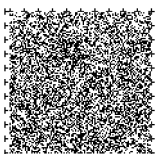
成果目標	目標	設定の考え方
地域生活支援拠点等の機能の充実	年1回以上	運用状況の検証及び検討

#### ③ 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	目標値	設定の考え方
令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者数	9人以上	令和元年度の一般就労への移行者数7人の1.27倍以上
令和5年度中の就労移行支援の一般就労への移行者数	9人以上	令和元年度の一般就労への移行者数7人の1.30倍以上
令和5年度中の就労継続支援A型の一般就労への移行者数	1人以上	令和元年度の一般就労への移行者数0人(の1.26倍以上)
令和5年度中の就労継続支援B型の一般就労への移行者数	1人以上	令和元年度の一般就労への移行者数0人(の1.23倍以上)
令和5年度中の一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	7割以上	令和5年度に一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合
令和5年度中の就労定着支援事業の就労定着率	7割以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合

#### ④ 相談支援体制の充実・強化のための取組

成果目標	目標	設定の考え方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	年5回以上	基幹相談支援センターによる相談支援事業所の相談支援員を対象とした研修会及び事例検討会を行う。



### ⑤ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標	目標	設定の考え方
障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組	研修参加人数 年8人以上	障害者総合支援法の具体的な内容の理解を深めるとともに、障害福祉サービス等の利用状況を把握するための職員に対する研修を行う。
自立支援審査支払システム等を活用し、過誤請求を無くするための取組	年1回以上	給付費の審査結果に基づき、障害福祉サービス等の事業者に対して、検証結果の周知を図る。

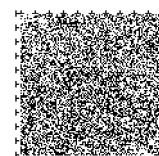
### ⑥ 発達障害者等に対する支援

	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援プログラム等の受講人数	15人	18人	21人
ペアレントメンター受講人数	1人	3人	5人
ピアサポートの活動への参加人数	55人	56人	58人

### ⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標	目標	設定の考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年2回以上	精神障害者の地域移行・地域定着を図るための連携体制の促進
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	精神障害者退院相談支援事業の評価及び検証

		見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	3回	3回	3回
	参加人数	26人	26人	26人
精神障害者の地域包括ケアシステムの構築	地域移行支援	3人	4人	5人
	地域定着支援	1人	2人	3人
	共同生活援助	45人	50人	50人
	自立生活援助	4人	4人	5人



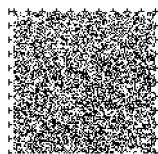
## (2) 障害福祉サービス等の種類

### 【 障害福祉サービス・相談支援 】

(1) 訪問系サービス	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
(2) 日中活動系サービス	生活介護
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援（A型）
	就労継続支援（B型）
	就労定着支援
	療養介護
	短期入所（福祉型）
	短期入所（医療型）
(3) 居住系サービス	自立生活援助
	共同生活援助（グループホーム）
	施設入所支援
(4) 相談支援	計画相談支援
	地域移行支援
	地域定着支援

### 【 地域生活支援事業 】

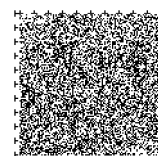
(1) 必須事業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	日常生活用具給付等事業
	手話奉仕員養成研修事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター
(2) 任意事業	福祉ホーム事業
	訪問入浴サービス事業
	社会参加支援事業
	障害者虐待防止対策支援事業



### (3) 障害福祉サービスの必要な見込量

		単位	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	サービス量	15,619 時間	16,291 時間	16,985 時間
		利用人数	319 人	337 人	355 人
日中活動系サービス	生活介護	サービス量	6,960 人日分	7,160 人日分	7,360 人日分
		利用人数	348 人	358 人	368 人
	自立訓練（機能訓練）	サービス量	38 人日分	38 人日分	38 人日分
		利用人数	2 人	2 人	2 人
	自立訓練（生活訓練）	サービス量	208 人日分	208 人日分	208 人日分
		利用人数	16 人	16 人	16 人
	就労移行支援	サービス量	880 人日分	900 人日分	900 人日分
		利用人数	48 人	50 人	50 人
	就労継続支援 A 型	サービス量	306 人日分	342 人日分	342 人日分
		利用人数	17 人	19 人	19 人
	就労継続支援 B 型	サービス量	5,270 人日分	5,355 人日分	5,440 人日分
		利用人数	310 人	315 人	320 人
	就労定着支援	利用人数	38 人	46 人	54 人
	療養介護	利用人数	26 人	27 人	28 人
	短期入所（全体）	サービス量	360 人日分	390 人日分	420 人日分
		利用人数	61 人	66 人	71 人
短期入所（福祉型）	サービス量	330 人日分	360 人日分	390 人日分	
	利用人数	55 人	60 人	65 人	
短期入所（医療型）	サービス量	30 人日分	30 人日分	30 人日分	
	利用人数	6 人	6 人	6 人	
居住系サービス	自立生活援助	利用人数	5 人	5 人	6 人
	共同生活援助（グループホーム）	利用人数	195 人	200 人	207 人
	区内の共同生活援助（グループホーム）	設置数	18 か所	18 か所	19 か所
		利用定員数	114 人	114 人	120 人
施設入所支援	利用人数	148 人	148 人	148 人	
相談支援	計画相談支援	利用人数	210 人	230 人	250 人
	地域移行支援	利用人数	3 人	4 人	5 人
	地域定着支援	利用人数	1 人	3 人	4 人

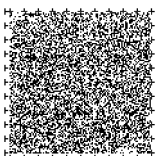
※見込量は一月当たりの数値です。



#### (4) 地域生活支援事業の必要な見込量

		単位	見込量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
必須事業	理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
	自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
	相談支援事業	ア 障害者相談支援事業	相談支援事業実施見込数	5 か所	5 か所	5 か所
			基幹相談支援センター	有	有	有
		イ 基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有
		ウ 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業		利用人数	2 人	2 人	2 人
	成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有
	意思疎通支援事業	年間実利用人数		20 人	23 人	25 人
		年間利用延べ人数		180 人	210 人	225 人
		手話通訳者配置数		2 人	2 人	2 人
	日常生活用具給付等事業	ア 介護・訓練支援用具	月 1 件	月 1 件	月 1 件	
			年間 20 件	年間 20 件	年間 20 件	
		イ 自立生活支援用具	月 2 件	月 2 件	月 2 件	
			年間 30 件	年間 30 件	年間 30 件	
		ウ 在宅療養等支援用具	月 1 件	月 1 件	月 1 件	
			年間 35 件	年間 35 件	年間 35 件	
		エ 情報・意思疎通支援用具	月 4 件	月 4 件	月 4 件	
	年間 60 件		年間 60 件	年間 60 件		
	オ 排せつ管理支援用具	月 285 件	月 290 件	月 295 件		
		年間 3,420 件	年間 3,480 件	年間 3,540 件		
	カ 居宅生活動作補助用具	月 1 件	月 1 件	月 1 件		
		年間 8 件	年間 8 件	年間 8 件		
	手話奉仕員養成研修事業		年間実人数	70 人	75 人	80 人
移動支援事業	サービス量		6,633 時間	6,727 時間	6,820 時間	
	利用人数		355 人	360 人	365 人	
地域活動支援センター	設置数		3 か所	3 か所	3 か所	
	月間利用延べ人数		1,020 人	1,040 人	1,060 人	
福祉ホーム事業	実施数		1 か所	1 か所	1 か所	
	年間利用延べ人数		2,562 人日	2,562 人日	2,562 人日	
訪問入浴サービス事業	月間利用延べ人数		45 人	50 人	50 人	
	年間利用延べ人数		540 人	600 人	600 人	
社会参加支援事業	ア 点字新聞購読料補助		年 60 人	年 60 人	年 60 人	
	イ 区報デジ版		年 140 人	年 140 人	年 140 人	
	ウ 自動車運転免許教習料助成		年 1 人	年 1 人	年 1 人	
	エ 自動車改造費助成		年 1 件	年 1 件	年 1 件	
障害者虐待防止対策支援事業		実施の有無	有	有	有	

※移動支援事業・地域活動支援センターの見込量は一月当たりの数値です。





# 11 第2期目黒区障害児福祉計画

## (1) 令和5年度における成果目標

成果目標	目標値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	設置	設置済み
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築済み
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	少なくとも各1か所	整備済み
医療的ケア児等に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置済み

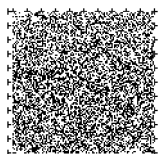
## (2) 障害児福祉サービスの種類

(1) 障害児通所支援	児童発達支援
	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援
	医療型児童発達支援
	居宅訪問型児童発達支援
(2) 障害児相談支援	障害児相談支援
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

## (3) 障害児福祉サービスの必要な見込量

	単位	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児通所支援	児童発達支援	サービス量	2,156 人日分	2,296 人日分	2,436 人日分
		利用人数	308 人	328 人	348 人
	放課後等デイサービス	サービス量	2,880 人日分	2,970 人日分	3,060 人日分
		利用人数	320 人	330 人	340 人
	保育所等訪問支援	サービス量	6 人日分	10 人日分	16 人日分
		利用人数	3 人	5 人	8 人
	医療型児童発達支援	サービス量	6 人日分	8 人日分	8 人日分
		利用人数	3 人	4 人	4 人
	居宅訪問型児童発達支援	サービス量	9 人日分	9 人日分	14 人日分
		利用人数	2 人	2 人	3 人
障害児相談支援	障害児相談支援	利用人数	52 人	55 人	58 人
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	8 人	10 人	12 人

※医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置をのぞき、見込量は一月当たりの数値です。





目黒区

目黒区障害者計画 【概要版】  
(第6期目黒区障害福祉計画)  
(第2期目黒区障害児福祉計画)

主要印刷物番号  
2-50号

令和3年3月発行  
発行 目黒区  
編集 目黒区 健康福祉部 障害施策推進課  
東京都目黒区上目黒二丁目19番15号  
電話 03 (5722) 9848  
業務支援委託先 株式会社 社会構想研究所

目黒区障害福祉キャラクター「な ぽぽ」の名前の由来

「菜の花のように伸びやかに、タンポポのように力強く」との  
思いが込められています。

